２００8くらしのサポーター通信No.24

2008.5発行

ハイライト:
□今月のテーマ :消費者を狙う問題商法
□お知らせ :消費者大学校大学院
□交流コーナー:コラム"当て字の万十～饅頭の省略字～

消費者を狙う問題商法

消費者を狙った問題商法によるトラブルが後を絶ちません。次のような様々な手口の問題商法が皆さんを狙っています。

問題商法によって被害に遭わないためには、日頃から注意が必要です。すぐに契約をしない、すぐに現金を支払わないよう、家族や周りの人とよく話し合いましょう。疑わしい時は、早めに消費者情報センターに連絡してください。

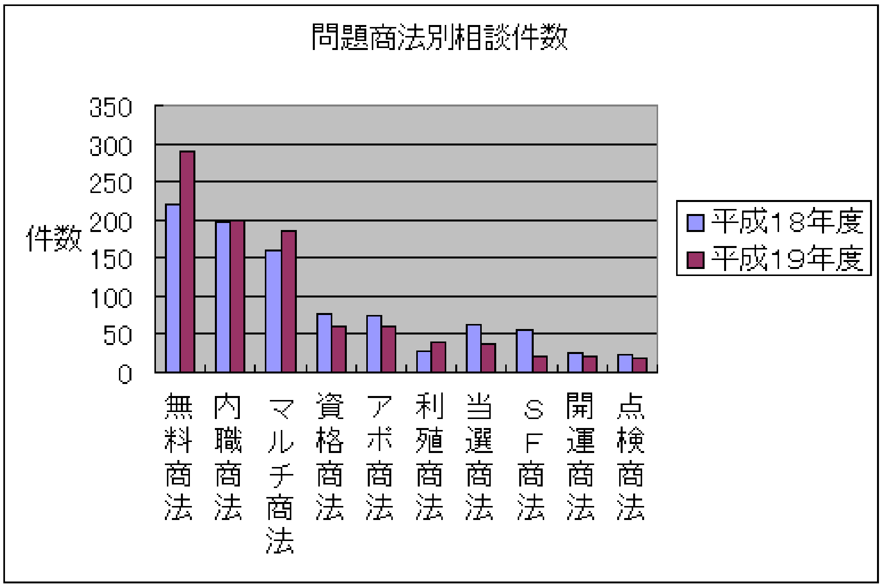

１　無料商法（平成19年度相談件数（以下同じ）289件・前年比68件増）

これは、無料体験、無料キャンペーン、無料招待などをうたい文句に客を集め、高額な商品やサービスを契約させる商法です。

（対策）無料というセールストークを鵜呑みにしないで、無料と有料の区別をきちんと確認しましょう。必要のない契約ははっきりと断ることです。

２　内職商法（１９９件・前年比２件増）

この商法は、仕事を紹介するからといって、保証金を請求したり、仕事に必要だとパソコン等の商品を購入させる手口です。

（対策）「簡単に高収入が得られる」というような「うますぎる話」はまず疑ってみましょう。安易に契約をしないことです。

３　マルチ商法（１８６件・前年比２７件増）

　これは、儲かるからと友人・知人を、商品の販売組織に誘い、商品やサービスを契約させ、次々に組織への加入者を増やしていくと、利益が得られるという商法です。

（対策）加入などに誘われても気軽に参加してはいけません。実際に儲かるのは一握りの上位者だけです。思うように勧誘できずに在庫を抱えてしまったり、また、友人、知人を誘い込むため、人間関係が壊れたりすることもあると肝に銘じましょう。

４　資格商法（６１件・前年比１６件減）

この商法は、独立や就職に有利な資格の講座を受講し、又は、教材を購入してその資格を取得すれば、仕事を紹介するものをいいます。

（対策）相手が本当に仕事をする人を探しているのなら、既に資格を取っている人に依頼するのが普通です。冷静に考えて、だまされないようにしましょう。

５　アポイントメント商法（６０件・前年比１５件減）

　これは、電話やメールなどで、過度にお客の気を惹きつけ、喫茶店や営業所などに呼び出し、商品やサービスの契約をさせる商法のことです。

（対策）心当たりのないメールは無視しましょう。知らない人に不用意に返事を書いたり、会いに行くのはやめることです。

６　利殖商法（４０件・前年比１２件増）

　これは、元金保証や高配当をうたい文句に、為替相場、商品先物取引のほか、多種多様の取り引きを持ちかけ、消費者から出資を募るといった商法です。

（対策）仕組みが分からないような取引には、絶対に手を出さないようにすることです。また、電話や訪問でいきなり勧誘してくる業者との契約は避けたほうがよいでしょう。

７　当選商法（３６件・前年比２７件減）

この商法は、「当選した」「景品が当たった」「あなただけ選ばれた」などと特別な優位性を強調して、商品の契約などを勧めるものです。

（対策）うまい話には乗らないことが肝心です。安易に契約することのないようにしましょう。高額商品が当選したという名目でクレジットカード番号や個人情報を入手する手口もあるので気を付けてください。

８　ＳＦ商法（２１件・前年比３４件減）

　この商法は、封書や広告、街頭でチラシや無料の商品引換券を配ることによって販売会場へ誘い出し、言葉巧みに消費者を一種の催眠状態に陥れて商品を売る方法を言います。

（対策）まずは、そのような会場に行かないことですが、もし、契約を迫られても、その場で決めない、あるいは、勇気を持ってはっきり断ることが重要です。

９　開運商法（２１件・前年比４件減）

これは、人の心や体の悩み、弱みに付け込み、開運するために必要と言って高額な印鑑や壺などの商品を売りつけたり、除霊をしてあげるからと高額な祈祷料や献金をだまし取る商法のことを言います。

（対策）購入を迷ったら、その場で契約せず、家族や周りの人に相談することです。不安をあおるようなことを言われても、真に受けないようにしましょう。

10　点検商法（１８件・前年比６件減）

この商法は、床下や水質の無料点検などを口実に点検を行い、点検後に「工事の必要がある。」と言いながら高額な工作物の販売をしたり、その設置工事を行うものです。

（対策）無料点検は、あなたのためじゃなく、業者自身のためにやっているものと思いましょう。知識のない人間は、プロの言ったことをすぐに信じがちです。そこに悪徳業者はつけ込んでくるのです。日ごろから情報収集し、自分なりの購買基準を作っておきましょう。

くらしのサポーターの皆さんへ
　問題商法に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

消費者大学校大学院学生を次のとおり募集します。

地域活動を実践している消費者を対象に、消費者問題に対応できる指導者を養成する講座です。消費生活に関する法律、経済、啓発のノウハウを講義形式で学びます。

■学習内容　経済社会の現状と消費生活、消費者の権利と消費者政策、
消費生活問題対処のための消費者関連法規及び制度、
商品・サービスの知識と相談処理
■日程　７／５～８／２３（８／１６を除く）毎週土曜日
午後１時から３時まで
■会場　郷土文化会館
■講師　加渡いづみさん（中京大学非常勤講師）
山田英郎さん（財団法人日本消費者協会参与）　ほか
■費用　５，０００円（テキスト代として）
入学金、授業料は無料です。
■応募資格と定員
・県内に在住する満２０歳以上の男女であって、継続して全講座を受講できる方
・消費者問題分野について基礎的知識を有する方、または地域の消費者活動に積極的に関わっている方
・卒業後は、消費者問題について、地域の学習会・研修会への講師として啓発にあたる等消費者活動の指導者になることができる方
定員：３０名（定員を超える場合は、書類選考）
■募集期間　５月２３日（金）～６月２３日（月）
■お問い合わせ・申込先
特定非営利活動法人　徳島県消費者協会
徳島市西新町２丁目５　徳島経済センタービル５階
電話　０８８－６２５－８２８５

くらしのコラム

当て字の万十～饅頭の省略字～

買い物でスーパーに行った時に「和菓子　うすかわ万十」というのが並んでいた。甘党である（何でもいけるのだが）のでつい買って帰った。ケースや製造者の名前や住所を確かめて、どうして饅頭ではないのかを思いをめぐらせた。

かなり前だが、白菜を白才と略してあったのを見かけた。これは白寿といわれるように百才までは無理でも百の前の９９才までは生きられます、としゃれているようでユーモアがある。

深い意味もなく、白菜は手書きであったので、白才と略したものかも分からない。饅頭にいたっては漢字を書くのも大変だし、平仮名よりも万十が簡単だからという理由かもしれない。

くらしのサポーター　三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

消費者大学校大学院の募集が始まりました。消費者大学校と比べると少し高度な内容ですが、くらしのサポーターの方々にとっては、主体的に消費者問題に対処・実践するためにたいへん有意義な学習だと思います。是非お申し込みくださいますようお願いします。